

電波法施行規則等の一部を改正する省令の新旧対照条文
 ○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正	現行
<p>（具備すべき電波等） 第十二条（略） 2～4（略） 5 船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局は、当該無線設備において、F一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzの電波を送り、F二B電波一五六・五二五MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzの電波を受けることができるものでなければならない。 6～13（略） （特定無線局の無線設備の規格） 第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 一～四（略） 五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局 (1)～(10)（略） (11) 設備規則第四十九条の二十四第六項第一号に規定する技術基準 (12) 設備規則第四十九条の二十四第六項第二号に規定する技術基準 (13)～(16)（略） 六～十（略） （定期検査を行わない無線局） 第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。 一～七（略） 八 船舶局であつて、次に掲げるいずれかの無線設備のみを設置するもの (1) F二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する空中線電力五ワット以下の携帯して使用するための無線設備 (2) 簡易型船舶自動識別装置（(1)に掲げる無線設備と併せて設置する場合</p>	<p>（具備すべき電波等） 第十二条（略） 2～4（略） 5 船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局は、当該無線設備において、F二B電波一五六・五二五MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzの電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。ただし、簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局においては、F二B電波一五六・五二五MHzの周波数を送ることができるものであることを要しない。 6～13（略） （特定無線局の無線設備の規格） 第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 一～四（略） 五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局 (1)～(10)（略） (11) 設備規則第四十九条の二十四第六項に規定する技術基準 (12)～(15)（略） 六～十（略） （定期検査を行わない無線局） 第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。 一～七（略） 八 船舶局（F二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する空中線電力五ワット以下の携帯して使用するための無線設備のみ又はこれと第十二号のレーダーのみを設置するものに限る。）</p>

を
含
む
。)
(3) (1)又は(2)に掲げる無線設備及び第十二号のレーダー
九〇二十四 (略)

九〇二十四 (略)

改正案

現行

第三章 受信設備

第三章 受信設備

（副次的に発する電波等の限度）

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならぬ。

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならぬ。

25 27（略）

25 27（略）

28 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型のうちG-D電波を受信する受信装置、インマルサットBGAN型のうち主として航空機に搭載される受信装置及びインマルサットGPS型の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

28 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットBGAN型のうち主として航空機に搭載される受信装置及びインマルサットGPS型の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

29（略）

29（略）

（空中線電力の低下装置）

（空中線電力の低下装置）

第四十一条（略）

第四十一条（略）

2・3（略）

2・3（略）

4 時分割多元接続方式により通信を行う船舶局の送信装置であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものは、第一項の規定にかかわらず、その空中線電力を〇・七ワットから一・四ワットまでの間に容易に低下することができるものでなければならぬ。

4 時分割多元接続方式により通信を行う船舶局の送信装置であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものは、第一項の規定にかかわらず、その空中線電力を二ワット以下に容易に低下することができるものでなければならぬ。

5（略）

5（略）

（搜索救助用位置指示送信装置）

（搜索救助用位置指示送信装置）

第四十五条の三の三の二 搜索救助用位置指示送信装置は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

第四十五条の三の三の二 搜索救助用位置指示送信装置は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一（略）

一（略）

二 送信装置の条件

二 送信装置の条件

區別	条件
変調方式	GMSK（最小偏移変調であつて、ガウス型低減フィルタにより帯域を制限したデジタル信号を用いるものをいう。以下同じ。）であること

區別	条件
変調方式	GMSKであること。

(略)	と。
(略)	

三〇五 (略)

(船舶自動識別装置等)

第四十五条の三の四 船舶局に備える船舶自動識別装置は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 一般的条件
 - イ〜ロ (略)
 - ハ デジタル選択呼出装置による受信が可能であること。
 - ニ〜ヨ (略)
- 二 送信装置の条件

區別	条件
変調方式	GMSKであること。
伝送速度	毎秒九、六〇〇ビット(許容偏差は百万分の五十とする。)であること。
変調指数	〇・五以内であること。
送信電力の立上り時間	送信開始後、送信電力が安定状態の八〇パーセントに達するまでの時間は、一ミリ秒以内であること。
送信電力の立下り時間	送信終了後、送信電力が五〇デシベル以下となるまでの時間は、一ミリ秒以内であること。
送信開始時の周波数安定度	送信を開始して一ミリ秒経過後の周波数安定度は、(±)一kHz以内であること。

(略)	(略)
(略)	

三〇五 (略)

(船舶自動識別装置等)

第四十五条の三の四 船舶局に備える船舶自動識別装置は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 一般的条件
 - イ〜ロ (略)
 - ハ デジタル選択呼出装置による送受信が可能であること。
 - ニ〜ヨ (略)
- 二 送信装置の条件
- イ 時分割多元接続方式送信部

區別	条件
変調方式	GMSKであること。
伝送速度	毎秒九、六〇〇ビット(許容偏差は百万分の五十とする。)であること。
変調指数	(1) チャネル間隔が二五kHzの場合は、〇・五以内であること。 (2) チャネル間隔が一・五kHzの場合は、〇・二五以内であること。
送信電力の立上り時間	送信開始後、送信電力が安定状態の八〇パーセントに達するまでの時間は、一ミリ秒以内であること。
送信電力の立下り時間	送信終了後、送信電力が五〇デシベル以下となるまでの時間は、一ミリ秒以内であること。
送信開始時の周波数安定度	送信を開始して一ミリ秒経過後の周波数安定度は、(±)一kHz以内であること。

ロ デジタル選択呼出装置送信部

區別	条件
----	----

三 受信装置の条件

イ 時分割多元接続方式受信部

区別	条件
感度	(一) 一〇七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の信号を加えた場合のパケット誤り率は、二〇パーセント以下であること。
(略)	(略)
隣接チャネル除去比	感度測定状態より六デシベル高い希望周波数の信号と隣接チャネルの周波数である妨害波を同時に加えた場合において、当該信号の八〇パーセントが正常に受信できる希望波と妨害波の比は、七〇デシベル以上であること。
(略)	(略)

三 受信装置の条件

イ 時分割多元接続方式受信部

変調方式	二値FSKであること。
変調周波数	B信号(二、一〇〇Hz)及びY信号(一、三〇〇Hz)とし、その偏差は、(±)一パーセント以内であること。
変調速度	毎秒一、二〇〇ビットとし、その偏差は百万分の三十以内であること。
変調指数	二(許容偏差は〇・二とする。)
区別	条件
感度	チャンネル間隔が二五kHzの場合 チャンネル間隔が二一・五kHzの場合 と。 (一) 九八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の信号を加えた場合のパケット誤り率は、二〇パーセント以下であること。
(略)	(略)
隣接チャネル除去比	感度測定状態より六デシベル高い希望周波数の信号と隣接チャネルの周波数である無変調の妨害波を同時に加えた場合において、当該信号の八〇パーセントが正常に受信できる希望波と妨害波の比は、下欄に示す値であること。
(略)	(略)
	チャンネル間隔が二五kHzの場合 七〇デシベル以上
	チャンネル間隔が二一・五kHz以上 五〇デシベル以上

ロ デジタル選択呼出装受信部

(略)

(略)

四・五 (略)

2・3 (略)

(ATCRBSの無線局の無線設備)

第四十五条の十二の六 ATCRBSの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 ATCRBSの無線局のうち地表に開設するものの無線設備(次号に掲げるものを除く。以下「SSR」という。)は、次に掲げる条件に合致すること。

イ・ロ (略)

ハ 質問信号のモード(以下「質問モード」という。)(ごとの質問信号及び抑圧信号の特性は、別図第七号に示すところによるものとする。

ニ・ト (略)

チ 空中線は、その発射する電波の偏波面が垂直となるものであること。

二 ATCRBSの無線局のうち地表に開設するものであつて、複数の地点に設置する受信設備によつて受信した信号の受信時刻の差を利用して無線測位を行うもの(以下「複数地点受信方式航空監視システムの無線局」という。)の無線設備は、次に掲げる条件に合致すること。

イ 複数地点受信方式航空監視システムの無線局の無線設備のうち、ATCトランスポンダに対して質問信号又は抑圧信号を送信するもの(以下「質問信号送信設備」という。)は、前号ハ及びチに掲げる条件のほか、次に掲げる条件に合致すること。

(1)・(2) (略)

(3) 質問信号群(一回の表示すべき情報の取得に要する質問信号列をいう。以下同じ。)の送信の時間間隔に対して、質問信号(他の質問信号送信設備が送信する質問信号を含む。)によつてATCトランスポンダが占有される時間が二パーセントを超えないものであること。

ロ (略)

三・五 (略)

(ACAS)

第四十五条の十二の十一 ACASは、次の各号の条件に適合するものでな

ロ デジタル選択呼出装受信部

(略)

(略)

四・五 (略)

2・3 (略)

(ATCRBSの無線局の無線設備)

第四十五条の十二の六 ATCRBSの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 (同上)

イ・ロ (略)

ハ 質問信号のモード(以下「質問モード」という。)(ごとの特性及び抑圧信号の特性は、別図第七号に示すところによるものとする。

ニ・ト (略)

チ (同上)

二 (同上)

イ 複数地点受信方式航空監視システムの無線局の無線設備のうち、ATCトランスポンダに対して質問信号を送信するもの(以下「質問信号送信設備」という。)は、前号ハ及びチに掲げる条件のほか、次に掲げる条件に合致すること。

(1)・(2) (略)

(3) 質問信号(他の質問信号送信設備が送信する質問信号を含む。)によつてATCトランスポンダが占有される時間は、当該ATCトランスポンダが動作している時間の二パーセント以上にならないこと。

ロ (略)

三・五 (略)

(ACAS)

第四十五条の十二の十一 ACASは、次の各号の条件に適合するものでな

ればならない。

一 ACASI (ACAS) であつて、表示する情報が位置情報のみのものをいう。) は、次に掲げる条件に適合すること。

イ 送信装置の条件

(1) (4) (略)

(5) 質問信号群のジッタは、(±) 一〇パーセント以内であること。

(6) (略)

ロ・ハ (略)

二〇四 (略)

(インマルサット携帯移動地球局の無線設備)

第四十九条の二十四 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットC型の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一〇四 (略)

二〇五 (略)

6 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 F-D電波を使用する無線設備

イ 送信装置の条件

(1) 送信速度は、毎秒四ビット、毎秒一六ビット、毎秒三二ビット、毎秒六四ビット又は毎秒一二八ビットを自動的に選択できること。

(2) 位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。

ロ 空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(一)二五デシベル以上であること。

ハ 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的條件に適合すること。

二 G-D電波を使用する無線設備

ればならない。

一 (同上)

イ (同上)

(1) (4) (略)

(5) 質問信号群(一回の表示すべき情報の取得に要する質問信号列をいう。以下同じ。)のジッタは、(±) 一〇パーセント以内であること。

(6) (略)

ロ・ハ (略)

二〇四 (略)

(インマルサット携帯移動地球局の無線設備)

第四十九条の二十四 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットC型の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一〇四 (略)

二〇五 (略)

6 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型の無線設備は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 送信装置の条件

イ 変調方式は、周波数変調であること。

ロ 送信速度は、毎秒四ビット、毎秒一六ビット、毎秒三二ビット、毎秒六四ビット又は毎秒一二八ビットのいずれかを自動的に選択できること。

ハ 位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。

ニ 空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(一)二五デシベル以上であること。

三 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的條件に適合すること。

イ 送信装置の条件

- (1) 送信速度は、毎秒六〇〇ビット又は毎秒一、八〇〇ビットを自動的に選択できること。
- (2) 位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。
- ロ 空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(一)二九デシベル以上であること。
- ハ 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的條件に適合すること。

7 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の条件

- イ 変調方式は、位相変調、一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。
- ロ 送信速度は、次のいずれかの値（許容偏差は、百万分の一〇とする。）であること。

毎秒三三三、六〇〇ビット、毎秒六七、二〇〇ビット、毎秒一三四、四〇〇ビット、毎秒一六八、〇〇〇ビット、毎秒二六八、八〇〇ビット、毎秒三〇二、四〇〇ビット、毎秒三三六、〇〇〇ビット、毎秒四二〇、〇〇〇ビット、毎秒五〇四、〇〇〇ビット、毎秒六〇四、八〇〇ビット、毎秒六七二、〇〇〇ビット、毎秒八四〇、〇〇〇ビット又は毎秒一、〇〇八、〇〇〇ビット

ハ (略)

二〜四 (略)

8 (略)

別表第二号（第6条関係）

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
(略)	(略)	(略)

7 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型の無線設備は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の条件

- イ 変調方式は、位相変調又は一六値直交振幅変調であること。
- ロ 送信速度は、次のいずれかの値（許容偏差は、百万分の一〇とする。）であること。

毎秒三三三、六〇〇ビット、毎秒六七、二〇〇ビット、毎秒一三四、四〇〇ビット、毎秒二六八、八〇〇ビット、毎秒三〇二、四〇〇ビット又は毎秒六〇四、八〇〇ビット

ハ (略)

二〜四 (略)

8 (略)

別表第二号（第6条関係）

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
(略)	(略)	(略)

F 1 B F 1 D	0.5kHz	1 船舶局及び海岸局の無線設備であつて、デジタル選択呼出し、狭帯域直接印刷電信、印刷電信又はデータ伝送に使用するもの 2 ラジオ・ブイの無線設備
	16kHz	船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置
	6MHz	1, 673MHz、1, 680MHz 又は 1, 687MHz の周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	2kHz	前各項のいずれにも該当しない無線局（散乱波によつて通信を行うものを除く。）の無線設備
(略)	(略)	(略)

第2～第4 (略)

第5 インテルサット船舶地球局及びインテルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1～5 (略)

6 インテルサットD型の無線設備

(1) F 1 D電波を使用するもの 512Hz

(2) G 1 D電波を使用するもの 30kHz

7 インテルサットB G A N型の無線設備

(1)～(3) (略)

(4) 変調信号の送信速度が毎秒 168,000 ビットのものであつて、位相変調のもの 95kHz

(5) 変調信号の送信速度が毎秒 268,800 ビットのものであつて、一六値直交振幅変調のもの 84kHz

(6) 変調信号の送信速度が毎秒 302,400 ビットのものであつて、位相変調のもの 189kHz

(7) 変調信号の送信速度が毎秒 336,000 ビットのものであつて、次に

F 1 B F 1 D	0.5kHz	1 船舶局及び海岸局の無線設備で、デジタル選択呼出し、狭帯域直接印刷電信、印刷電信又はデータ伝送に使用するもの 2 ラジオ・ブイの無線設備
	1kHz	船舶自動識別装置(チャンネル間隔が12.5kHzのものに限る。)
	16kHz	船舶自動識別装置(チャンネル間隔が25kHzのものに限る。)、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置
	6MHz	1, 673MHz、1, 680MHz 又は 1, 687MHz の周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	2kHz	前各項のいずれにも該当しない無線局（散乱波によつて通信を行うものを除く。）の無線設備
(略)	(略)	(略)

第2～第4 (略)

第5 インテルサット船舶地球局及びインテルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1～5 (略)

6 インテルサットD型の無線設備 512Hz

7 インテルサットB G A N型の無線設備

(1)～(3) (略)

(4) 変調信号の送信速度が毎秒 268,800 ビットのものであつて、一六値直交振幅変調のもの 84kHz

(5) 変調信号の送信速度が毎秒 302,400 ビットのものであつて、位相変調のもの 189kHz

掲げる変調方式のもの

ア 一六値直交振幅変調 95 k H z

イ 位相変調 190 k H z

(8) 変調信号の送信速度が毎秒 420, 000 ビットのものであつて、三二値直交振幅変調のもの 95 k H z

(9) 変調信号の送信速度が毎秒 504, 000 ビットのものであつて、六四値直交振幅変調のもの 95 k H z

(10) 変調信号の送信速度が毎秒 604, 800 ビットのものであつて、一六値直交振幅変調のもの 189 k H z

(11) 変調信号の送信速度が毎秒 672, 000 ビットのものであつて、一六値直交振幅変調のもの 190 k H z

(12) 変調信号の送信速度が毎秒 840, 000 ビットのものであつて、三二値直交振幅変調のもの 190 k H z

(13) 変調信号の送信速度が毎秒 1, 008, 000 ビットのものであつて、六四値直交振幅変調のもの 190 k H z

8 (略)

第6～65 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～35 (略)

36 インパルスサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) インパルスサット携帯移動地球局のインパルスサットD型の送信設備

ア F1D電波を使用するもの

変調時におけるスプリアス発射(高調波発射を除く。)の等価等方輻射電力の強度の許容値は、別図第1号に示す曲線の値とする。

イ G1D電波を使用するもの

不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次の表のとおりとする。ただし、高調波発射の強度の許容値は、任意の 100 k H z 幅の等価等方輻射電力が(一) 38 d B W以下である値とする。

周波数帯

不要発射の強度の許容値

(6) 変調信号の送信速度が毎秒 604, 800 ビットのものであつて、一六値直交振幅変調のもの 189 k H z

8 (略)

第6～65 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～35 (略)

36 インパルスサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) インパルスサット携帯移動地球局のインパルスサットD型の送信設備

変調時におけるスプリアス発射(高調波発射を除く。)の等価等方輻射電力の強度の許容値は、別図第1号に示す曲線の値とする。

156MHz 以下	任意の 120 k Hz 幅における尖頭電力が (一) 84.8 d BW 以下
156MHz z を超え 165MHz z 以下	任意の 9 k Hz 幅における尖頭電力が (一) 100.8 d BW 以下
165MHz z を超え 230MHz z 以下	任意の 120 k Hz 幅における尖頭電力が (一) 84.8 d BW 以下
230MHz z を超え 1,000MHz z 以下	任意の 120 k Hz 幅における尖頭電力が (一) 77.8 d BW 以下
1,000MHz z を超え 1,559MHz z 以下	任意の 100 k Hz 幅における平均電力が (一) 71 d BW 以下
1,559MHz z を超え 1,605MHz z 以下	任意の 1 MHz 幅における平均電力が (一) 70 d BW 以下
1,605MHz z を超え 1,610MHz z 以下	任意の 100 k Hz 幅における平均電力が次式により求められる値以下 $-80 + 34/5 (f - 1605) \text{ d BW}$ f は、MHz を単位とする周波数とする。
1,610MHz z を超え 1,626MHz z 以下	任意の 100 k Hz 幅における平均電力が (一) 46 d BW 以下
1,626MHz z を超え 1,626.5MHz z 以下	任意の 3 k Hz 幅における平均電力が (一) 36 d BW 以下
1,626.5MHz z を超え 1,660.5MHz z 以下	任意の 3 k Hz 幅における平均電力が次の値以下 (1) Δf が 0 k Hz を超え 100 k Hz 以下の場合は、(一) 3 d BW 以下 (2) Δf が 100 k Hz を超え 200 k Hz 以下の場合は、(一) 16 d BW 以下 (3) Δf が 200 k Hz を超え 700 k Hz 以下の場合は、(一) 36 d BW 以下

	(4) Δf が 700 k H z を超え 34,000 k H z 以下の場合は、 (一) 46 d BW以下 Δf は、k H z を単位とする搬送波の中心周波数±16 k H z からの離調周波数とする。
1,660.5MHz を超え 1,661MHz 以下	任意の 3 k H z 幅における平均電力が (一) 36 d BW以下
1,661MHz を超え 1,690MHz 以下	任意の 100 k H z 幅における平均電力が (一) 46 d BW以下
1,690MHz を超え 3,400MHz 以下	任意の 100 k H z 幅における平均電力が (一) 71 d BW以下
3,400MHz を超え 10.7GHz 以下	任意の 100 k H z 幅における平均電力が (一) 65 d BW以下
10.7GHz を超え 21.2GHz 以下	任意の 100 k H z 幅における平均電力が (一) 59 d BW以下
21.2GHz を超え 40GHz 以下	任意の 100 k H z 幅における平均電力が (一) 53 d BW以下

(6) インターサット携帯移動地球局のインターサットBGAN型の送信設備

ア (略)

イ 主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価方輻射電力が 15 d BW以下の無線設備

不要発射の等価方輻射電力の強度の許容値は、次の表のとおりとする。ただし、高調波発射の強度の許容値は、任意の 300 k H z 幅の等価方輻射電力が (一) 38 d BW以下である値とする。

周波数帯 (略)	不要発射の強度の許容値 (略)
-------------	--------------------

注 1 (略)

注 2 Δf は、k H z を単位とする占有周波数帯幅の許容値に応じた次に定める周波数からの離調周波数とする。
(1)～(3) (略)

(6) インターサット携帯移動地球局のインターサットBGAN型の送信設備

ア (略)

イ 主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価方輻射電力が 15 d BW以下の無線設備

不要発射の等価方輻射電力の強度の許容値は、次の表のとおりとする。ただし、高調波発射の強度の許容値は、任意の 300 k H z 幅の等価方輻射電力が (一) 38 d BW以下である値とする。

周波数帯 (略)	不要発射の強度の許容値 (略)
-------------	--------------------

注 1 (略)

注 2 Δf は、k H z を単位とする占有周波数帯幅の許容値に応じた次に定める周波数からの離調周波数とする。
(1)～(3) (略)

(4) 占有周波数帯幅の許容値が 95 k H z の場合
搬送波の中心周波数 ± 50 k H z

(5) 占有周波数帯幅の許容値が 189 k H z の場合
搬送波の中心周波数 ± 100 k H z

(6) 占有周波数帯幅の許容値が 190 k H z の場合
搬送波の中心周波数 ± 100 k H z

ウ 主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価等方輻射電力が 15 d B W を超える無線設備

不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次の表のとおりとする。ただし、高調波発射の強度の許容値は、任意の 300 k H z 幅の等価等方輻射電力が (ー) 38 d B W 以下である値とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)

注 1 (略)

注 2 Δf は、k H z を単位とする占有周波数帯幅の許容値に応じた次に定める周波数からの離調周波数とする。

(1)～(3) (略)

(4) 占有周波数帯幅の許容値が 95 k H z の場合
搬送波の中心周波数 ± 50 k H z

(5) 占有周波数帯幅の許容値が 189 k H z の場合
搬送波の中心周波数 ± 100 k H z

(6) 占有周波数帯幅の許容値が 190 k H z の場合
搬送波の中心周波数 ± 100 k H z

注 3 (略)

(7) (略)

37～57 (略)

別図第一号 (別表第 3 号 14、35 及び 36 関係)

1～4 (略)

5 インターネット携帯移動地球局のインターネット D 型の送信設備のうち F 1 D 電波を使用するもののスミアス発射の強度の許容値

☒ (略)

(4) 占有周波数帯幅の許容値が 189 k H z の場合
搬送波の中心周波数 ± 100 k H z

ウ 主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価等方輻射電力が 15 d B W を超える無線設備

不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次の表のとおりとする。ただし、高調波発射の強度の許容値は、任意の 300 k H z 幅の等価等方輻射電力が (ー) 38 d B W 以下である値とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)

注 1 (略)

注 2 Δf は、k H z を単位とする占有周波数帯幅の許容値に応じた次に定める周波数からの離調周波数とする。

(1)～(3) (略)

(4) 占有周波数帯幅の許容値が 189 k H z の場合
搬送波の中心周波数 ± 100 k H z

注 3 (略)

(7) (略)

37～57 (略)

別図第一号 (別表第 3 号 14、34 及び 35 関係)

1～4 (略)

5 インターネット携帯移動地球局のインターネット D 型の送信設備のスミアス発射の強度の許容値

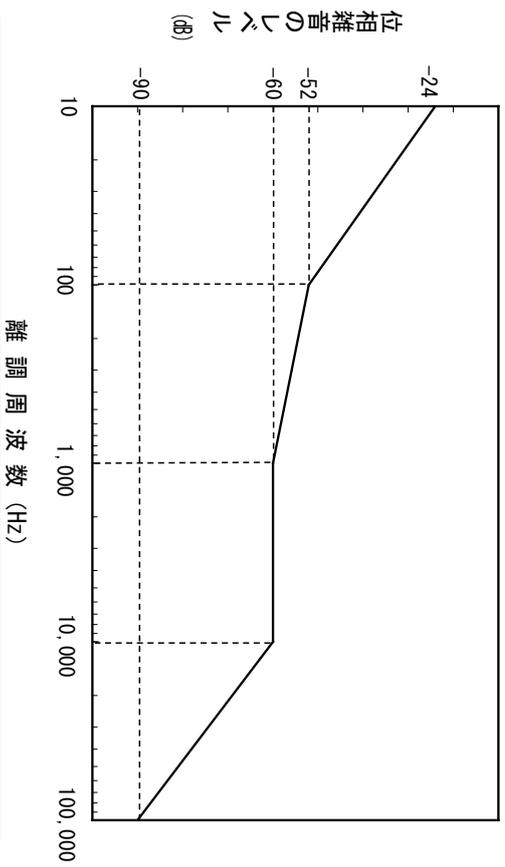
☒ (略)

別図第四号の九 (第 40 条の 4 及び第 49 条の 24 関係)

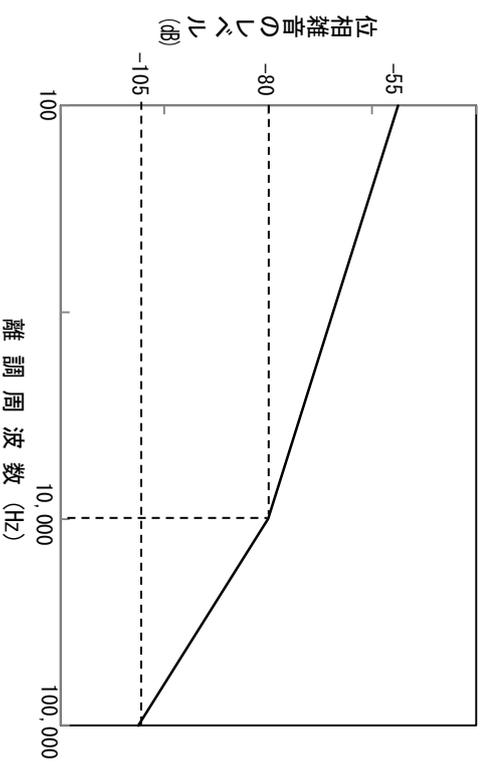
1 ～ 4 (略)

5 インパルスサット携帯移動地球局のインパルスサットD型の送信設備の位相雑音のレベル

(1) F1D電波を使用するもの



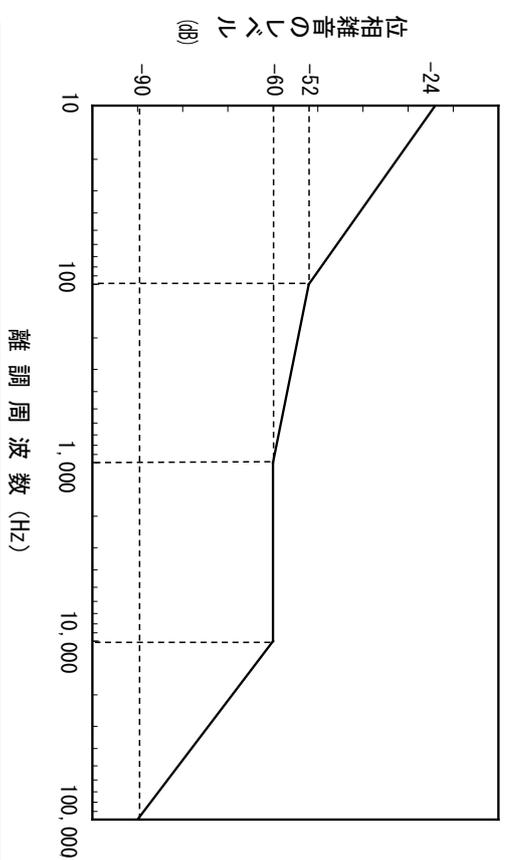
(2) G1D電波を使用するもの



別図第四号の九 (第 40 条の 4 及び第 49 条の 24 関係)

1 ～ 4 (略)

5 インパルスサット携帯移動地球局のインパルスサットD型の送信設備の位相雑音のレベル



<p>6 (略)</p> <p>別図第七号 <u>SSR、質問信号送信設備及びACASが送信する質問信号及び抑圧信号</u>の特性 (第45条の12の6及び第45条の12の11関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 質問モードの種別及びパルス間隔 (略)</p> <p>注1～6 (略)</p> <p>7 <u>質問信号送信設備及びACASにあつては、応答の重畳数を減少させるため、質問信号に抑圧パルスSを使用することができる。この場合において、抑圧パルスSは以下の条件に合致すること。</u></p> <p>(表略)</p>	<p>6 (略)</p> <p>別図第七号 <u>SSR及びACASが送信する質問信号及び抑圧信号並びに質問信号送信設備が送信する質問信号</u>の特性 (第45条の12の6及び第45条の12の11関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (同左) (略)</p> <p>注1～6 (略)</p> <p>7 <u>ACASにおいて、モードC応答の重畳数を減少させるため、モードC又はモードC一括の質問信号に抑圧パルスSを使用することができる。この場合において、抑圧パルスSは以下の条件に合致すること。</u></p> <p>(表略)</p>
---	---

○無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

改正案		現行	
別表第一号	機器の構造及び性能の条件（第2条関係）	別表第一号	機器の構造及び性能の条件（第2条関係）
機 種	条 件	機 種	条 件
(略)	(略)	(略)	(略)
船舶自動識別装置の機器	1 F1D 電波 156.025MHz から 162.025MHz <u>までを使用し、</u> F2B 電波 156.525MHz を受信するものであること。 2～4	船舶自動識別装置の機器	1 F1D 電波 156.025MHz から 162.025MHz <u>及び</u> F2B 電波 156.525MHz を使用するものであること。 2～4
(略)	(略)	(略)	(略)
注 (略)		注 (略)	